

鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県労働委員会事務局組織規則（昭和27年鳥取県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>（事務局の課及び内部組織の設置）</p> <p>第2条 鳥取県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）に審査調整課を置き、課の事務を分掌させるため総務・調整担当、審査担当及び個別労使紛争解決促進担当を置く。</p> <p>（審査調整課の所掌事務）</p> <p>第3条 審査調整課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定によるあっせんに関すること（鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第2条の規定によるあっせん申請書（以下単に「あっせん申請書」という。）の受理に関する事務を除く。）。</p> <p><u>(17) 知事の権限に属する事務の補助執行として行う条例第3条の規定による労働関係に関する事項についての相談及びあっせん申請書の受理に関すること。</u></p> <p>(18) 略</p> <p><u>2. 審査調整課の内部組織の所掌事務は、事務局が別に定める。</u></p>	<p>（事務局の課の設置）</p> <p>第2条 鳥取県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）に審査調整課を置く。</p> <p>（審査調整課の所掌事務）</p> <p>第3条 審査調整課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第4条第1項の規定によるあっせんに関すること。</p> <p>(17) 略</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。